# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	美唄市後期高齢者医療に関する市町村事務	評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美唄市は、後期高齢者医療に関する市町村事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する市町村事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

### 評価実施機関名

美唄市長

#### 公表日

令和4年11月30日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療に関する市町村事務				
②事務の概要	北海道後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記事務に付随する事務等を行う。特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理・保険給付に関する申請の受理・保険医療機関等への一部負担金に係る措置・保険料の賦課、徴収に関する事務				
③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
賦課ファイル、資格ファイル、リ	又滞納ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) 第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	<情報提供の根拠>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項 <情報照会の根拠>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	美唄市市民部市民課				
②所属長の役職名	市民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	美唄市市民部市民課医療年金係 美唄市西3条南1丁目1番1号 0126-63-0136				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

美唄市市民部市民課医療年金係 美唄市西3条南1丁目1番1号 0126-63-0136

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年10月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	]4年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	:書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書			
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載							
2)又は3)を選択した計画実施機関については、それぞれ重点項目計画者又は主項目計画者において、リスク対象の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じた	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	_	追加	事後	様式変更に伴う記載内容の変更 更
令和4年11月30日	1 4 ②法令上の依拠   	<情報提供の根拠>・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 83の項 <情報照会の根拠>・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 82の項	<情報提供の根拠>・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 83の項 <情報照会の根拠>・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 82の項	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ 1 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	
令和4年11月30日	Ⅱ 2 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	